

公告

令和2年5月20日

豊橋市長 佐原 光一

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

北部学校給食共同調理場等の運営手法にかかる調査検討業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 業務場所

豊橋市今橋町地内（豊橋市役所 保健給食課）

(5) 契約上限金額

金 11,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

ア 令和2・3年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品・委託業務等）のうち、（大分類03）役務の提供、（中分類07）調査委託、（小分類01・07）市場調査・総合研究所について登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかつ

た者とみなす。

- (2) 応募者は、過去5年間（平成27年4月1日以降）において、元請けとして同種業務（※1）の実績を有すること。

※1 「同種業務」は、平成27年4月1日以降に契約履行が完了した業務の内、下表のとおり。

同種業務	下記のいずれか ・ 過去5年間（平成27年4月1日以降）に地方自治体が発注した学校給食共同調理場のPFI導入可能性調査業務やアドバイザー業務 ・ 過去5年間（平成27年4月1日以降）に地方自治体が発注した学校給食共同調理場のPFI契約の更新にかかる調査・検討業務やアドバイザー業務
------	--

3 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1 豊橋市教育部保健給食課

電話：0532-51-2821

ファックス：0532-56-8300

電子メールアドレス：hokenkyushoku@city.toyohashi.lg.jp

- (2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市教育部保健給食課ホームページ：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/3222.htm>

- (3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和2年6月12日（金）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

原則、ゆうパックや宅配便等による直接受け渡しが必要のない方法での提出とするが、特段の事情がある場合に限り持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで）も可とする。ただし、持参する職員は、持参する日において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下の都道府県に所在を置く事業所や営業所等に勤務する職員以外の者とする。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

- (4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和2年7月10日（金）午後5時必着

イ 提出場所

（1）に同じ

ウ 提出物及び提出部数

①提案書9部（正本1部、副本8部）

※ 副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

②DVDディスク9枚（正1枚、副8枚。実際に従事予定の業務従事者による提案書に関するプレゼンテーションの動画等を収めたものとし、プレゼンテーションに係る収録時間は、10分以内とする）。

※ 提案書に記載以外の内容についてのプレゼンテーションはしないこと。

※ 正のディスクにはラベル等により記録面ではない方の面に業務名、提案者名を明示し、副のディスクには提案者名が特定できるような記述をしないこと。

エ 提出方法

原則、ゆうパックや宅配便等による直接受け渡しが必要のない方法での提出とするが、特段の事情がある場合に限り持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで）も可とする。ただし、持参する職員は、持参する日において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下の都道府県に所在を置く事業所や営業所等に勤務する職員以外の者とする。

（5）二次審査に係る提案書等の質疑応答

提案書等の質疑応答は、電子メールにより行います。

ア 上記（4）により提出された提案書等について、評価委員からの質問書を令和2年7月20日（月）までに送付先メールアドレスに送信します。

イ 上記アの質問に対する回答書を、令和2年7月27日（月）までに、3 担当部局に示した電子メールアドレスに送信してください。

4 評価の手續及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「北部学校給食共同調理場等の運営手法にかかる調査検討業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

（1）第一次審査（書面審査）

提案者が多数の場合には、第二次審査対象者を5者程度に絞り込むものとする。

審査結果については、結果通知書（様式3）により通知する。

※令和2年6月19日（金）発送予定

（2）第二次審査（DVD収録内容によるプレゼンテーション及び文書による質疑応答）

評価委員が、提案書及びDVDに収録された内容ならびにそれらの内容に基づく質問書を各提案者に電子メールにより送付し、提案者より電子メールにて返送された回答等により審査する。

5 注意事項

- (1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 次に該当する提案は、無効とする。

- ア. 本公告に示した提案資格を有しない者の提案
- イ. 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- ウ. 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- エ. 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位
日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) その他詳細は、「北部学校給食共同調理場等の運営手法にかかる調査検討業務プロポーザル実施要領」による。